

随意契約の状況		担 当 課 : 社会教育課		
		契 約 日 : 令和4年5月13日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
木彫り熊デザイングッズ企画開発業務	(1) 「木彫り熊」を題材としたデザイングッズの企画開発 (2) デザイングッズのプロモーションを通じた八雲町の魅力発信 (3) デザイングッズのテスト販売 (4) デザイングッズの有効活用に向けたコンサルタント業務	令和4年5月13日 ～ 令和5年3月31日	株式会社ビームス 代表取締役社長 設楽 洋 東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	5,500,000 (5,000,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業務は、「木彫り熊」の魅力を広め、「木彫り熊」発祥の地である八雲町の知名度を全国的に高めるため、木彫り熊デザイングッズの企画開発を行い、そのグッズを通して八雲町のPRと魅力発信を展開することを目的としている。</p> <p>事業者の選定にあっては、これまで地域の文化や魅力を生かしたものづくりを実践しており、アパレルのみならず、多方面において商品開発を手掛けることができる企画力や発想力、情報発信力、話題提供力及び広汎な知見を備え、なおかつ、自治体との協働実績も豊富であり高い信頼性が求められること、また、グッズの企画開発期間は上半期の約半年間と短期であるため、必要な企業基盤を既に有する事業者を選定することで、初期投資費用が圧縮され、低廉かつ安定的で迅速な業務遂行が見込まれることから、これらに対応できる上記の事業者と随意契約を適用する方が競争入札に付すよりも有利であると判断し、見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため契約を締結したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号)</p>				